



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 1 2 号

平成23年(2011年)12月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>告 示</b>	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
地縁による団体の認可について (市民参画課)	3
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて ( " )	3
介護保険法の規定による事業の廃止について (介護保険課)	4
<b>公 告</b>	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	4
予防接種を行う医師の承諾の撤回について ( " )	5
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定 について (建築指導課)	5
<b>選挙管理委員会告示</b>	
条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合に おける署名者の最低数について (選挙管理委員会)	5

議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管 理委員及び監査委員の解職の請求の場合にお ける署名者の最低数について ( " )	6
教育委員会の委員の解職の請求の場合におけ る署名者の最低数について ( " )	6
合併協議会の設置の請求の場合における署名 者の最低数について ( " )	6
合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の 場合における署名者の最低数について ( " )	6
<b>農業委員会告示</b>	
平成23年第12回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	6
<b>公営企業告示</b>	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位 料金の算定について (経営企画課)	7
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく 調整単位料金の算定について ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第292号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金 沢 市 長 山 野 之 義

- 保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木島自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第4自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場

2 保管した自転車等の台数

- 自転車 144台
- 原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成23年11月1日から同月30日まで

4 保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市広坂1丁目9番16号
- 財団法人金沢まちづくり財団

5 保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成23年12月12日から平成24年3月11日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第293号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

1 自転車等を撤去した場所及び撤去し、保管した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	保 管 し た 自 転 車 等 の 台 数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	19台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	6台
三ツ屋町地内	自 転 車	2台
安江町地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	2台
打木町地内	自 転 車	1台
長土堀2丁目地内	自 転 車	2台
涌波1丁目地内	自 転 車	3台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
吉原町地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
田上町地内	自 転 車	7台

戸水1丁目地内	自 転 車	2台
三口新町2丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
千日町地内	自 転 車	1台
泉野出町4丁目地内	自 転 車	1台
銚子町地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	7台
大桑町地内	自 転 車	1台
八田町地内	自 転 車	1台

- 2 自転車等を撤去し、保管した日  
平成23年11月1日から同月30日まで
- 3 保管した自転車等を返還する期間及び場所
  - (1) 期間  
平成23年12月12日から平成24年6月11日まで
  - (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第294号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 名称  
ゆいの里町会
- 2 規約に定める目的  
この会は、区域の住民相互の連絡、環境の整備、共同施設の維持管理、及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、又は行政との協議・協力を進めつつ、住民のための地域的な共同活動を行うことを目的とする。
- 3 区域  
三池新町の全域
- 4 主たる事務所  
金沢市三池新町3番地1
- 5 代表者の氏名及び住所  
與野木 昭二  
金沢市三池新町3番地1
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無  
なし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日  
平成23年12月12日

#### ●金沢市告示第295号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
大額二丁目 町会	主たる事務所 の所在地	金沢市大額2丁目1番地2	金沢市大額2丁目222番地	平成23年 4月17日
	代表者の氏 名及び住所	樋口 勇 金沢市大額2丁目1番地2	湊谷 弘 金沢市大額2丁目222番地	

## ●金沢市告示第296号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業及び指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事 業 所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100133	デイサービスあ さぎり台	金沢市田上本町 テ55番地5	社会福祉法人松 原愛育会	平成23年11月30日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所 介護

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 予防接種の種類  
インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
  - (1) 65歳以上の者
  - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者
- 3 予防接種を行う期間  
平成23年12月12日から同年12月31日まで。ただし、次に掲げる者については、当該期間の終期を平成24年1月10日とする。
  - (1) 平成23年12月21日から同月31日までに65歳になる者
  - (2) 心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の2に規定する者のうち平成23年12月21日から同月31日までに60歳になる者
- 4 予防接種を行う場所  
別表のとおり
- 5 予防接種を受けることが適当でない者
  - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - (2) 明らかな発熱を呈している者
  - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者  
 (6) (1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
柳川 勇人 村田 亘	よこみやクリニック	野々市市横宮町86番地2

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の医師の承諾が撤回されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		承諾撤回年月日
	医 療 機 関 名	所 在 地	
越野 慶隆 鈴木 尚 黒川 幸枝	もりやま越野病院	金沢市森山1丁目5番26号	平成23年11月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

平成23年12月12日

金沢市長 山 野 之 義

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の 年月日	路線名	区 間		延長(m)	幅員(m)
			起 点	終 点		
第237号	平成23年 11月28日	主要区画道路11号線	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 7-3工区 3街区7番先	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 7-3工区 6街区7番先	60.0	12.0
第237号	平成23年 11月28日	区画道路901号線	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 9-1工区 6街区6番先	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 9-1工区 6街区7番先	36.0	6.0
第237号	平成23年 11月28日	主要区画道路704号線	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 9-1工区 5街区17番先	金沢市太陽ヶ丘土地区画整理事業施行地区内 9-1工区 5街区10番先	87.4	6.0

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,257人です。

平成23年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## ●金沢市選挙管理委員会告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,949人です。

平成23年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## ●金沢市選挙管理委員会告示第112号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）は、120,949人です。

平成23年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## ●金沢市選挙管理委員会告示第113号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,257人です。

平成23年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

## ●金沢市選挙管理委員会告示第114号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、60,475人です。

平成23年12月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

**農 業 委 員 会 告 示**

## ●金沢市農業委員会告示第14号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成23年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

## 1 日時

平成23年12月21日午後3時

## 2 場所

金沢市議会第1委員会室

## 3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第32号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 平成23年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 65,800円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 65,610円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 66,240円
- 2 原料価格変動額 2,500円  
算式 66,240円（1トン当たり平均原料価格）- 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）= 2,500円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 + 2,500円（原料価格変動額） / 100円 × 0.082円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に2.05円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成24年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	228円80銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	226円80銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	214円30銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	212円47銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	207円47銭

●金沢市公営企業告示第33号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年12月12日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成23年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 65,610円
  - (2) 原料価格変動額 22,300円  
算式 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）- 65,610円（1トン当たり平均原料価格）= 22,300円（100円未満切捨て）
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 22,300円（原料価格変動額） / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.50円を減算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

切上げ)。

- (4) 平成24年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	375円80銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	366円70銭

2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成23年 8 月 1 日から同年10月31日までの平均原料価格  
1 トン当たり 65,610円
- (2) 原料価格変動額 22,300円  
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 65,610円 (1 トン当たり平均原料価格) = 22,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 22,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.50円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成24年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	375円88銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	366円78銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成23年 8 月 1 日から同年10月31日までの平均原料価格  
1 トン当たり 65,610円
- (2) 原料価格変動額 22,300円  
算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 65,610円 (1 トン当たり平均原料価格) = 22,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 22,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.50円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。
- (4) 平成24年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	354円65銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	345円55銭



4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成23年 8 月 1 日から同年10月31日までの平均原料価格

1 トン当たり 65,610円

(2) 原料価格変動額 22,300円

算式 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) - 65,610円 (1 トン当たり平均原料価格) = 22,300円 (100円未満切捨て)

(3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 22,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から45.50円を減算した額になります (小数点第 3 位以下切上げ)。

(4) 平成24年 1 月 1 日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	398円26銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	389円16銭

正 誤

平成23年 8 月23日付け金沢市公報号外第23号の 2

頁	箇所	誤	正
1	下から 3 行目	平成24年 8 月24日	平成23年 8 月24日

平成23年(2011年)12月12日 印刷  
平成23年(2011年)12月12日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄